

(第1条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
目 次	目 次
第1章 総則(第1条―第8条)	第1章 総則(第1条―第8条)
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節 町民税(第9条―第19条)	第1節 町民税(第9条―第19条)
第2節 固定資産税(第20条―第27条の3)	第2節 固定資産税(第20条―第27条の3)
第3節 軽自動車税(第28条―第34条)	第3節 軽自動車税(第27条の4―第34条)
第4節 町たばこ税(第35条)	第4節 町たばこ税(第35条)
第5節 特別土地保有税(第36条)	第5節 特別土地保有税(第36条)
第3章 目的税	第3章 目的税
第1節 都市計画税(第37条―第39条)	第1節 都市計画税(第37条―第39条)
第4章 雑則(第40条)	第4章 雑則(第40条)
第5章 罰則(第41条)	第5章 罰則(第41条)
附 則	附 則
～ 略 ～	～ 略 ～
(納税証明事項等)	(納税証明事項等)
第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)	第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)
第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により <u>軽自動車税</u> を滞納している場合におけるその旨とする。	第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により <u>種別割</u> を滞納している場合におけるその旨とする。
2 (略)	2 (略)
(個人の均等割の非課税)	(個人の均等割の非課税)
第9条 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の <u>控除対象配偶者</u> 及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が <u>控除対象配偶者</u> 又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める額を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。	第9条 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が規則で定める金額にその者の <u>同一生計配偶者</u> 及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が <u>同一生計配偶者</u> 又は扶養親族を有する場合には、当該金額に規則で定める額を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

～ 略 ～

(法人税割の税率)

第13条 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

(法人の町民税の課税の特例)

第14条 次の各号に掲げる法人(法人税法第4条の7に規定する受託法人(同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。))を除く。)に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金等の額が2億円未満である法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等 12.1分の2.4

(2) 資本金等の額が2億円以上5億円未満の法人 12.1分の1.2

2 (略)

(寄附金税額控除の対象となる寄附金)

第14条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人(その主たる事務所を県内に有するものに限る。))に対する寄附に係る支出金であつて、同法第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされるもの

(加える)

～ 略 ～

(法人税割の税率)

第13条 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

(法人の町民税の課税の特例)

第14条 次の各号に掲げる法人(法人税法第4条の7に規定する受託法人(同法第3条の規定により法人とみなされるものを含む。))を除く。)に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

(1) 資本金等の額が2億円未満である法人、資本金の額若しくは出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は人格のない社団等 8.4分の2.4

(2) 資本金等の額が2億円以上5億円未満の法人 8.4分の1.2

2 (略)

(寄附金税額控除の対象となる寄附金)

第14条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、その主たる事務所を神奈川県に有する認定特定非営利活動法人等に係るもの

2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成30年寒川町条例第22号)に規

～略～
(加える)

(加える)

(加える)

定する特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(同条例に規定する期間内に支出されたものに限る。)とする。

～略～

(環境性能割の税率)

第27条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に掲げる率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の申告納付)

第27条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。

(環境性能割の減免)

第27条の6 町長は、第33条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ。)のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の取得者に対して課する環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項

(軽自動車税の課税免除)

第28条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)のうち、商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第29条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付きのものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(軽自動車税の納期)

第30条 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税に関する申告義務)

第31条 軽自動車の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15

については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第28条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)のうち、商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第29条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付きのものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(種別割の納期)

第30条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割に関する申告義務)

第31条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15

日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は必要に応じてその者の住所を証明すべき書類の提出を求めることができる。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

(軽自動車税に関する報告義務)

第32条 法第442条の2第2項の規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次に定める事項を町長に報告しなければならない。

(1)～(6) (略)

日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は必要に応じてその者の住所を証明すべき書類の提出を求めることができる。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

(種別割に関する報告義務)

第32条 法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に、次に定める事項を町長に報告しなければならない。

(1)～(6) (略)

(軽自動車税の減免)

第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免することができる。

(1) (略)

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢が18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一つにする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは当該精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一つにする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活をする____者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで生活をする____者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(3)・(4) (略)

2 前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

3 第1項第2号に規定する軽自動車等について軽自動車税の減免を受けようとする者は、前項に規定する書類のほかに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない

(種別割____の減免)

第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、当該軽自動車等の所有者等に対して課する種別割____を減免する_____。

(1) (略)

(2) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者_____又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者_____ (以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(3)・(4) (略)

2 前項の規定により種別割____の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

3 第1項第2号に規定する軽自動車等について種別割____の減免を受けようとする者は、前項に規定する書類のほかに、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていない

ものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一つにする者

____の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)及び当該者が使用する軽自動車等を町長に提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者が身体障害者等と生計を一つにする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(5) (略)

4 第1項第3号に規定する軽自動車等について軽自動車税の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等を町長に提示しなければならない。

5 第1項の規定により軽自動車税種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第34条 (略)

2 法第442条の2第3項ただし書又は第443条の規定により軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長

ものにあつては戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)及び当該者が使用する軽自動車等を町長に提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2)～(5) (略)

4 第1項第3号に規定する軽自動車等について種別割____の減免を受けようとする者は、当該軽自動車等を町長に提示しなければならない。

5 第1項の規定により種別割____の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第34条 (略)

2 法第443条第3項ただし書____又は第445条の規定により種別割____を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、町長

に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第442条の2第3項ただし書又は第443条の規定によつて軽自動車税を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても同様とする。

3～8 （略）

～略～

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1)・(2) （略）

(3) 法第317条の2第1項若しくは第2項、法第328条の7第1項、第27条 _____ 又は第31条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた者

(4) （略）

(5) 第32条 _____ の規定により報告すべき事項について、正当な理由がなくて当該報告をしなかつた者

(6) （略）

2 （略）

～略～

附 則

1～8 （略）

（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附

に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割 _____ を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は第445条の規定によつて種別割 _____ を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても同様とする。

3～8 （略）

～略～

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1)・(2) （略）

(3) 法第317条の2第1項若しくは第2項、法第328条の7第1項、第27条、第27条の5第1項又は第31条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた者

(4) （略）

(5) 第27条の5第2項又は第32条 _____ の規定により報告すべき事項について、正当な理由がなくて当該報告をしなかつた者

(6) （略）

2 （略）

～略～

附 則

1～8 （略）

（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

9 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附

則 第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則 第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則 第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則 第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 3分の1

(2) (略)

(3) 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合 2分の1

(4) 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合 4分の3

(5) 法附則第15条第32項第1号イ及びロに規定する設備について同号

則 第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則 第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則 第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則 第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合 2分の1

(2) (略)

(削る)

(3) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合 4分の3

(4) 法附則第15条第32項第1号イからホまでに規定する設備について同号

に規定する条例で定める割合 3分の2

(6) 法附則第15条第32項第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1

(加える)

(7) 法附則第15条の8第4項に規定する
条例で定める割合 3分の2

(8)～(10)

(加える)

(軽自動車税の税率の特例)

12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第29条第2号	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
ア	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

13～15 (略)

(加える)

(加える)

に規定する条例で定める割合 3分の2

(5) 法附則第15条第32項第2号イ及びロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3

(6) 法附則第15条第32項第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1

(削る)

(7)～(9)

(10) 法附則第15条の8第2項に規定する
条例で定める割合 3分の2

(種別割の税率の特例)

12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する 車両番号の指定を受けた
月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	<u>3,900円</u>	<u>4,600円</u>
第2号ア(ウ)a	<u>6,900円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>12,900円</u>
第2号ア(ウ)b	<u>3,800円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>

13～15 (略)

(環境性能割の賦課徴収の特例)

16 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(環境性能割の税率の特例)

17 営業用の3輪以上の軽自動車に対す

	る第27条の4の規定の適用については、 当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。									
	<table><tr><td>第1号</td><td>100分の1</td><td>100分の0.5</td></tr><tr><td>第2号</td><td>100分の2</td><td>100分の1</td></tr><tr><td>第3号</td><td>100分の3</td><td>100分の2</td></tr></table>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								
(加える)	18 自家用の3輪以上の軽自動車に対す る第27条の4(第3号に係る部分に限る。) の規定の適用については、当分の間、同 号中「100分の3」とあるのは、「100分 の2」とする。 (環境性能割の申告納付の特例)									
(加える)	19 第27条の5の規定による申告納付に ついては、当分の間、同条中「町長」と あるのは、「神奈川県知事」とする。 (環境性能割の減免の特例)									
(加える)	20 町長は、当分の間、第27条の6の規定 にかかわらず、神奈川県知事が自動車税 の環境性能割を減免する自動車に相当 するものとして町長が定める3輪以上の 軽自動車に対しては、軽自動車税の環境 性能割を減免する。 (環境性能割の課税免除の特例)									
(加える)	21 町長は、当分の間、神奈川県知事が 自動車税の環境性能割を課さない自動 車に相当するものとして町長が定める3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車 税の環境性能割を課さない。 (環境性能割に係る徴収取扱費の交付)									
(加える)	22 町は、神奈川県が軽自動車税の環境 性能割の賦課徴収に関する事務を行う ために要する費用を補償するため、法附 則第29条の16第1項に掲げる金額の合計 額を、徴収取扱費として神奈川県に交付 する。									

(第2条関係)寒川町町税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
附 則	附 則

1～10 （略）	1～10 （略）
11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。	11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。
(1)～(6) （略）	(1)～(6) （略）
(7) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の1	(7) 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合 3分の1
(8) 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合 3分の2	(8) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 3分の2
(9) 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合 零	(9) 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合 零
(10) （略）	(10) （略）
～略～	～略～

（第3条関係）寒川町町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案																															
～略～	～略～																															
附 則	附 則																															
1～8 （略）	1～8 （略）																															
9 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第29条及び新条例附則第12項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	9 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する種別割_____に係る新条例第29条及び新条例附則第12項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																															
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">新条例第29条 第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,100円</td></tr> <tr> <td>6,900円</td><td>5,500円</td></tr> <tr> <td>10,800円</td><td>7,200円</td></tr> <tr> <td>3,800円</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>5,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>新条例附則第12項の表以外の部分</td><td>第29条</td><td>寒川町町税条例の一部を改正する条例（平成26年寒川</td></tr> </table>	新条例第29条 第2号ア	3,900円	3,100円	6,900円	5,500円	10,800円	7,200円	3,800円	3,000円	5,000円	4,000円	新条例附則第12項の表以外の部分	第29条	寒川町町税条例の一部を改正する条例（平成26年寒川	<table border="1"> <tr> <td>新条例第29条 第2号ア（イ）</td><td>3,900円</td><td>3,100円</td></tr> <tr> <td>新条例第29条 第2号ア（ウ） a</td><td>6,900円</td><td>5,500円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">新条例第29条 第2号ア（ウ） b</td><td>10,800円</td><td>7,200円</td></tr> <tr> <td>3,800円</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">新条例附則第12項</td><td>5,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr> <td>第29条</td><td>寒川町町税条例の一部を改正する条例（平成2</td></tr> </table>		新条例第29条 第2号ア（イ）	3,900円	3,100円	新条例第29条 第2号ア（ウ） a	6,900円	5,500円	新条例第29条 第2号ア（ウ） b	10,800円	7,200円	3,800円	3,000円	新条例附則第12項	5,000円	4,000円	第29条	寒川町町税条例の一部を改正する条例（平成2
新条例第29条 第2号ア		3,900円	3,100円																													
		6,900円	5,500円																													
		10,800円	7,200円																													
		3,800円	3,000円																													
	5,000円	4,000円																														
新条例附則第12項の表以外の部分	第29条	寒川町町税条例の一部を改正する条例（平成26年寒川																														
新条例第29条 第2号ア（イ）	3,900円	3,100円																														
新条例第29条 第2号ア（ウ） a	6,900円	5,500円																														
新条例第29条 第2号ア（ウ） b	10,800円	7,200円																														
	3,800円	3,000円																														
新条例附則第12項	5,000円	4,000円																														
	第29条	寒川町町税条例の一部を改正する条例（平成2																														

		町条例第15号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第9項の規定により読み替えて適用される第29条
新条例附則第12項の表第29条第2号アの項	第29条第2号ア	平成26年改正条例附則第9項の規定により読み替えて適用される第29条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

		6年寒川町条例第15号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第9項の規定により読み替えて適用される第29条
新条例附則第12項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第9項の規定により読み替えて適用される第29条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
新条例附則第12項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第9項の規定により読み替えて適用される第29条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
新条例附則第12項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第11項の規定により読

～略～		み替えて適用される第29条第2号ア(ウ)b	
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
		～略～	

(第4条関係)寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正案
寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する<u>軽自動車税</u>の特例に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税_____の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)の<u>軽自動車税の徴収方法及び税率</u>について、寒川町町税条例(昭和60年寒川条例第12号。以下「条例」という。)の特例を定めることを目的とする。 (徴収の方法) 第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者及び同条第6項に規定する軍人用販売機関等をいう。)の所有する軽自動車等に対する<u>軽自動車税</u>は、地方税法第446条第1項_____の規定にかかわらず、証紙徴収の	寒川町アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する<u>種別割</u>_____の特例に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定及び地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第2項の規定に基づき、軽自動車税<u>の種別割</u>の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車(以下「軽自動車等」という。)の<u>種別割の徴収方法</u>_____及び税率について、寒川町町税条例(昭和60年寒川条例第12号。以下「条例」という。)の特例を定めることを目的とする。 (徴収の方法) 第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等(特例法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者及び同条第6項に規定する軍人用販売機関等をいう。)の所有する軽自動車等に対する<u>種別割</u>_____は、地方税法第463条の18第1項の規定にかかわらず、証紙徴収の

方法によって徴収する。 (税率の特例) 第3条 前条の規定により徴収する<u>軽自動車税</u>の税率は、条例第29条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) (証紙徴収の手続) 第4条 第2条に掲げる<u>軽自動車税</u>の納税義務者は、毎年4月中において、町が発行する<u>軽自動車税納税証紙</u> (第1号様式。以下「証紙」という。)によって当該<u>軽自動車税</u>を払い込まなければならない。 2 前項の場合において、<u>軽自動車税</u>の納税義務は、購入した証紙に<u>軽自動車税納税済印</u> (第2号様式)による押印を受けたときに完了するものとする。 ～略～ <u>第1号様式(第4条関係)</u> <u>(別紙のとおり)</u> ～略～	方法によって徴収する。 (税率の特例) 第3条 前条の規定により徴収する<u>種別割</u>の税率は、条例第29条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) (略) (証紙徴収の手続) 第4条 第2条に掲げる<u>種別割</u>の納税義務者は、毎年4月中において、町が発行する<u>軽自動車税種別割納税証紙</u> (第1号様式。以下「証紙」という。)によって当該<u>種別割</u>を払い込まなければならない。 2 前項の場合において、<u>種別割</u>の納税義務は、購入した証紙に<u>軽自動車税種別割納税済印</u> (第2号様式)による押印を受けたときに完了するものとする。 ～略～ <u>第1号様式(第4条関係)</u> <u>(別紙のとおり)</u> ～略～
--	--

(改正附則)

現行	改正案
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u> (1) <u>第1条中寒川町町税条例第9条の改正規定 平成31年1月1日</u> (2) <u>第2条の規定 平成31年4月1日</u> (3) <u>第1条中寒川町町税条例目次、第8条、第13条及び第14条の改正規定、第28条の前に3条を加える改正規定、第28から第34条まで、第41条及び附則第12項の改正規定並びに附則に7項を加える改正規定並びに第3条及び第4条</u>

	<u>の規定 平成31年10月1日</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u> 2 <u>平成28年4月1日から平成30年3月31日</u> <u>までの間に取得された地方税法等の一</u> <u>部を改正する法律(平成30年法律第3号)</u> <u>第1条の規定による改正前の地方税法</u> <u>(以下「旧法」という。)</u><u>附則第15条第2</u> <u>項に規定する施設又は設備に対して課</u> <u>する固定資産税については、なお従前の</u> <u>例による。</u> 3 <u>平成28年4月1日から平成30年3月31日</u> <u>までの間に新たに取得された旧法附則</u> <u>第15条第32項に規定する特定再生可能</u> <u>エネルギー発電設備に対して課する固</u> <u>定資産税については、なお従前の例によ</u> <u>る。</u> <u>(町民税に関する経過措置)</u> 4 <u>この条例による改正後の寒川町町税条</u> <u>例(以下「新条例」という。)</u><u>第13条及び</u> <u>第14条の規定は、平成31年10月1日以後</u> <u>に開始する事業年度分の法人の町民税</u> <u>及び同日以後に開始する連結事業年度</u> <u>分の法人の町民税について適用し、同日</u> <u>前に開始した事業年度分の法人の町民</u> <u>税及び同日前に開始した連結事業年度</u> <u>分の法人の町民税については、なお従前</u> <u>の例による。</u> <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u> 5 <u>新条例の規定中軽自動車税の環境性能</u> <u>割に関する部分は、平成31年10月1日以後</u> <u>に取得された3輪以上の軽自動車に対</u> <u>して課する軽自動車税の環境性能割に</u> <u>ついて適用する。</u> 6 <u>新条例の規定中軽自動車税の種別割に</u> <u>関する部分は、平成32年度以後の年度分</u> <u>の軽自動車税の種別割について適用し、</u> <u>平成31年度分までの軽自動車税につい</u> <u>ては、なお従前の例による。</u>
--	--